9　ウクライナ政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。
(a)　借款の使用及び借款の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　借款に関連するその他の情報
10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。
本使は、更に、この書簡及びウクライナ政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨のウクライナ政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
二千二十五年四月十八日にキーウで
ウクライナ駐在
日本国特命全権大使　中込正志
ウクライナ
財務大臣　セルヒー・マルチェンコ閣下

（ウクライナ側書簡）

（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本大臣は、更に、ウクライナ政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要とされる国内手続を完了した旨のウクライナ政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
二千二十五年四月十八日にキーウで
ウクライナ
財務大臣　セルヒー・マルチェンコ
ウクライナ駐在
日本国特命全権大使　中込正志閣下

○外務省告示第二百五十三号

令和七年三月二十五日にバグダッドで、スレイマニア博物館における展示、保存及び修復のための機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

令和七年七月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

1　協力の目的及び内容　スレイマニア博物館における展示、保存及び修復のための機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　一億千六百二十万円
3　贈与の供与期限　令和十一年一月三十一日
4　署名者
日本側　遠藤彰在イラク大使
イラク側　ファード・フセイン副首相兼外務大臣

○外務省告示第二百五十四号

令和七年二月十七日にラマッラで、緊急復旧計画のための贈与に関する次の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

令和七年七月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（日本側書簡）

（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本使は、更に、前記の討議の結果として日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。
1　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。
2　(1)　日本国政府は、パレスチナ自治政府による緊急復旧計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、パレスチナ自治政府行政機関に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、十八億五千二万円（一、八五〇、〇二〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）が行われることを決定した。
(2)　贈与は、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局と独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）との間の贈与契約（以下「贈与契約」という。）が締結されることにより使用に供される。
(3)　贈与及びその利子の条件並びに贈与及びその利子の使用に関する手続は、この了解の範囲内で贈与契約によって規律される。
3　贈与については、贈与契約に定める期間内に行うことができる。ただし、当該期間は、贈与契約が効力を生じた日から二千二十七年二月二十八日までの間とする。当該期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の相互の同意により延長することができる。
4　贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正に、かつ、専ら贈与契約に定める生産物又は役務であって計画の実施に必要なもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するために及び贈与契約に定める手数料であって計画の実施に必要なものを支払うために使用される。
5　(1)　パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局は、生産物又は役務を購入することを目的として、ＪＩＣＡの承認を得て、独立した、かつ、能力を有する代理人（以下「代理人」という。）が贈与契約の規定に従いパレスチナ自治政府行政機関に代わって行動するために代理人と雇用契約を締結し、又は日本国民と円貨建ての契約を締結する（この了解において、「日本国民」とは、日本国の自然人又は日本国の自然人が支配し、かつ、日本国で登録された日本国の法人をいう。）。
(2)　(1)に規定する代理人との雇用契約は、贈与及びその利子の対象として適格であることがＪＩＣＡにより書面で承認される。
(3)　(1)に規定する日本国民との円貨建ての契約は、贈与及びその利子の対象として適格であることがＪＩＣＡにより認証される。
6　贈与については、贈与契約の規定に従い、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局によって指定される日本国の銀行に開設されるパレスチナ自治政府行政機関名義の勘定に日本円で払い込むことにより、ＪＩＣＡが実施する。
7　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。
(a)　生産物又は役務の購入に関してパレスチナ自治区において課されることのある関税、域内税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。
(b)　計画の実施に当たり、環境及び社会に対する妥当な考慮を払うこと。
(c)　生産物又は役務が計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されないことを確保すること。
(d)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。
(e)　(d)に規定する用地の外において、計画の実施に必要な配電、給水及び排水のための施設その他の付随的な施設を提供すること。
(f)　パレスチナ自治区における生産物の速やかな積卸し、通関及び域内輸送を確保すること。
(g)　計画の完了後、贈与契約に定める条件に従い、贈与及びその利子の残額をＪＩＣＡに払い戻すこと。
(h)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国の自然人又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のためパレスチナ自治区への入域及び同自治区における滞在に必要な便宜を与えること。
(i)　パレスチナ自治区において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。
(j)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。
(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、5(1)に規定する代理人との雇用契約が締結される場合には、(1)の規定に加えて、次のことのために必要な措置をとる。
(a)　代理人の雇用に関してパレスチナ自治区において課されることのある関税、域内税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。